第6期·第1回食育推進評価専門委員会

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

○岩本審議官(農林水産省)+

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6期・第1回食育推進評価専門委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、礒崎農林水産副大臣にご出席を賜っております。それでは、早速でございますが、礒崎副大臣からご挨拶をお願い申し上げます。

○礒崎農林水産副大臣

どうも皆さんこんにちは。本日は専門委員会にご参加賜りありがとうございます。また、委員及び専門委員のご就任も賜りましたことを心から御礼を申し上げたいと思います。

政府は、今女性の活躍推進で一生懸命やっておりますけれども、その中で審議会の女性委員の人数を増やすように努力していますけれども、これだけたくさんの女性がおられる委員会もあまりなくて……

○服部座長

確かに。

○礒崎農林水産副大臣

はい。本当にありがたいことだと、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、食育に関して、今までは内閣府で所管をやっておりましたけれども、今年の4月から農林水産省で所管するようになりました。これは内閣府が大きくなり過ぎて、前の法制では全体の調整をする大臣が総理大臣じゃなきゃだめだというルールがあったんでありますけれども、国家行政組織法を改正しまして、それぞれの主管の大臣が横の省庁も調整をできると、そういう国家行政組織法の改正をいたしまして、その結果、この食育につきましては農林水産省に移管されましたので、今後からそういう扱いにさせていただいているところでございます。

食についての重要性については、皆さんも当然ご存じのとおりでございますが、全ての国民が心身の健康を確保するとともに、生涯にわたって生き生きと暮らし、豊かな人間性を育んでいくためには食が極めて重要なわけであります。

3月には本委員会において精力的なご意見を得まして、多様な暮らしに対応した食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進などを重点課題とした第3次食育推進基本計画を作成していただいたところでございます。

この第3次食育推進基本計画では、新たな課題に着目し、国民一人一人が様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにつながる食育に取り組んでいくことといたしております。

平成17年に食育基本法が制定されて以来、委員の皆様を初め、関係者のご尽力により 食育への理解が進み、地域での活動が活発に行われてきております。委員の皆さんにお かれましては、今後第3次食育推進基本計画の実施を推進するとともに、食育の推進状 況についての評価等にご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

人間にとって食というのは一番大事なものでございまして、また一番楽しいものでも あると思います。それをしっかりと子供たち、また大人たちに理解してもらい、一層食 育ということがきちんと国民に理解されるよう我々も頑張ってまいりますので、先生方にもひとつご指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。今日は、本当にありがとうございました。(拍手)

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。礒崎副大臣は、所用のため、ここで退席をされます。

○礒崎農林水産副大臣

すみません、来たばかりで申し訳ありませんが、どうもありがとうございます。失礼 します。

(礒崎農林水産副大臣 退室)

〇岩本審議官(農林水産省)

それでは、しばし司会のほうは私農林水産省官房審議官の岩本が進めさせていただきます。

マスコミの皆様方、カメラ撮りはここまでということで、特にいらっしゃらないようであれば結構でございます。

本日は第6期・第1回の委員会でございますので、委員会の座長、それから委員及び 専門委員をご紹介させていただきます。

今回新たに委員に任命された方もございますので、若干、自己紹介も一言ございましたらご挨拶でお願いいたしたいと思います。ただ、お時間も限られておりますので、1 分程度ということでさせていただければと思います。

初めに、食育推進会議の会長の指名により決定されております本委員会の座長をご紹介いたします。

学校法人服部学園理事長の服部幸應座長でございます。

○服部座長

皆さん、よろしくお願いいたします。

続けて座長になっております。皆様、これから審議自体スムーズにいけばいいんですけれど、いろいろ皆さんのお力添えをいただきながら進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

食育基本法ができて11年目になりました。今までは、内閣府でそれを事務局としてやっておられたのが、今度は農水省に移りますので、今日は第1回目の会議でございます。ある意味では顔合わせということで、3分の1ぐらいの方がおかわりになられたようですので、今日はそれぞれお相手がどういう方かを知るという、時間に使いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくどうぞ。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。

資料2に各委員の名簿が掲げられております。名簿の順にご挨拶をお願い申し上げたいと思います。

まず最初に上谷委員、お願い申し上げます。

〇上谷委員

日本食生活協会の上谷でございます。引き続き委員をさせていただくということで、 今日は参加させていただきました。

この平成28年度は、いろいろな意味で食育というものの変革の年になったんではないかと思います。そのようなことから、私ども活動団体としましては、この重点目標に上がりましたものの二項目だけには、もう28年度から早速取りかかっております。そのようなことを含めながら、皆さんのご意見を頂戴して、よりいい活動を進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、北川委員お願い申し上げます

〇北川委員

公益社団法人日本PTA全国協議会の副会長を務めさせていただいております北川和也と申します。昨年度の終わりに交代ということで、私この会議に参加させていただいております。石川県金沢市から参りました。

できる範囲で、わかる範囲で、保護者と子供という立場で意見を述べられればと思っております。よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、小島委員お願い申し上げます。

○小島委員

毎日新聞社の生活報道部で記者をやっております小島正美と言います。 2回目です。 1分もしゃべるほどの内容、今ありませんのでこれで終わりますけれども、食の安全、 医療・健康を担当している者です。メディアの観点から意見を述べられればと思ってい ます。よろしくお願いします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、古野委員お願いいたします。

○古野委員

旧国立健康・栄養研究所の所長をしています古野です。

私は、日本の健康な食事というのが一体何を意味するかというのをこの三、四年、一 生懸命考えているところです。農水省の力強いサポートをお願いします。

○岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、小松委員お願い申し上げます。

○小松委員

公益社団法人日本栄養士会の小松でございます。どうぞよろしくお願いします。 日本栄養士会は、ご存じのように栄養士・管理栄養士で構成する専門職の職能団体で す。我々の活動の場としては全てが食育にかかわる分野でございますので、一生懸命頑 張ってやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 鈴木委員、お願い申し上げます。

○鈴木委員

JA全国女性組織協議会の会長ということでお世話になっております鈴木春美です。 自己紹介ということでありますので、少し自分のことをお話しさせていただきたいと 思います。

私は、群馬県のみなかみ町からこちらの会議に来させていただいております。家ではマイタケを栽培しております。このマイタケ栽培にはいろいろな工夫をしながら、安心で安全なもの、皆様においしいものをと思う、そういった熱い気持ちで日々生産に取り組んでおるところです。

皆様もいろいろなものを手にとるときには、どんな人がつくってくれているんだろうかな、どんな人の愛情がこもって、こういったおいしいものができているんだろうかなというふうなことをぜひ思い浮かべていただき、安心で安全なものを皆様、お手にとって、それぞれの方に伝えていっていただけるとありがたいなと思っております。

私たちJA女性組織協議会も食と農を基軸とした食農教育ということを活動の原点として取り組んでおりますので、ぜひ皆様といろいろなお話をさせていただき、自分たちの活動にも取り入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 武見委員、お願いいたします。

○武見委員

女子栄養大学の武見ゆかりと申します。引き続き委員をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は栄養学ということで、その中でも地域の栄養教育というのが専門になります。栄養というと、どうしても健康とのつながりということが強調されがちですけれども、実はそういうことを営んでいくにも食の環境とか食文化とか、様々な要素が相まってこそ本当に栄養的にも良い営みができると考えておりますので、そういう視点でこの委員会、積極的に参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 夏目委員お願い申し上げます。

○夏目委員

全国地域婦人団体連絡協議会の夏目智子でございます。今回から初めて参加させていただきます。

私どもの組織は全国47都道府県、そして1つの政令指定都市が加わって48で構成されている団体でございます。会員は農場から食卓まで、つまり食料の生産から販売まで、様々な場面でかかわりを持っております。地域において、そして暮らしという側面から、この会議で発言させていただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、牧野委員お願いします。

○牧野委員

ちょっと遅れて参りまして、申し訳ありませんでした。飯田市長の牧野でございます。 引き続きまた委員を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 全国市長会の経済委員長を務めております。それから、長野県の飯田市は、健康長寿 県と言われます長野県の中でもトップクラスに健康長寿と言われている地域でござい まして、食育にも非常に力を入れさせていただいているところでございます。どうぞよ ろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、阿久澤専門委員お願いします。

○阿久澤専門委員

ただいまご紹介いただきました幼保連携型認定こども園の阿久澤と申します。

今日は群馬から1人かなと思ったんですけれども、寂しいので、このぐんまちゃんも一緒に連れてきました。どこにぐんまちゃんがいるか、おわかりでしょうか。ちょっとわからないんですけれども、ここのシューズのところから顔を出しているのがゆるキャラグランプリ1位のぐんまちゃんでございます。そうしたら、鈴木さんもお見えになっていたので、ちょっと安心しました。

私どもの幼保連携型認定こども園は、近くに、5キロ圏内にもう二つの保育園を持って、法人で2つの保育園と1つの認定こども園をやっております。

子供の数でいいますと、おおむね400をちょっと欠けるといったところで今運営しているところです。保育士が足らない、待機児童だという悩みもあるんですけれども、やはり都会だけの話ではなく、群馬の田舎のほうでもそんな状態でございます。

実はこの委員会に参加させてもらうときに、うちの食育の取組はいつから始まったんだろうというのを考えてみました。資料をひもといてみましたら、何と平成14年。食育基本法ができる3年前です。14年から「食育活動をします」と偉そうなことを書いて、子供たちが豊かな人間として成長していけるよう心と体を支える大切な食生活を身につけることを目的に平成14年度より食育を始めますと。保護者の方にこんなお手紙を出して、年間計画を立て、食育に取り組んでまいりました。

そんな折、3回目の全国大会が群馬のほうで開催されました。服部先生にもお見えいただいて、向かい側には陳先生のブースもあったりして、群馬県日本保育協会としてブ

ースを出させてもらったんですけれども、それまで保育園の中での食育というのは担当する人数が少ないために、余り活性化していなかったんです。それを境に、この大会をすることによって栄養士が集まり、みんなでいろいろな食育の材料を考えたり取組を発表することを考えたりした中で、すごく大きく食育というものが広まったような気がします。

あちこちで毎年大会をしていくのはとてもいいことかなと思っておりますので、そんなのに刺激を受けて今食育を頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、上岡専門委員お願いいたします。

○上岡専門委員

東京農業大学の上岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門は農業経済、あるいは食料経済ということなんですけれども、食生活の変化を解析するとか、あとは農業経済の視点から見た食育の効果のようなことを調査したり分析したりしております。

この会に参加させていただきまして勉強させていただきながらということなんですけれども、食育の推進によって日本の、国民の皆様に農業への理解がさらに深まるといいなというふうに思っております。微力ながら努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 菊地専門委員、お願いいたします。

○菊地専門委員

日本フードサービス協会会長の菊地でございます。昨年に引き続いての専門委員を務めさせていただきます。

昨年までは、協会の副会長という立場でしたが、今年の5月から会長となりましたので、引き続きより強い責任感を持って取り組みたいと思っております。

また、私、ロイヤルホールディングスという会社の会長も務めておりまして、このグループは全体で850カ所ぐらいで食を提供する事業をしておりますので、この中で食を実際に提供する事業者としての立場で積極的にこの食育というものを意見、参加していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 笹川専門委員、お願いいたします。

○笹川専門委員

日本生協連笹川でございます。今回より専門委員として参加をさせていただきます。 私ども生協は、生協の組合員さん、95%以上が女性でございます。2005年の食育基本 法ができて以降、私ども「食べる・たいせつ」と題して、組合員さんのそれぞれのご家 庭、またつくる現場がどうなっているんだろう、それから食べ物の向こう側の情報をどうやってつかみ取っていこうかということを大切にして全国各地の組合員さんが大変工夫に富んだ食育の活動を進めております。

私、なかなかまだ詳しくない部分もたくさんあるんですけれども、勉強させていただきながら参加をさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、滝村専門委員お願いいたします。

○滝村専門委員

パパ料理研究家で株式会社ビストロパパ代表の滝村と申します。

世の中のお父さんが家族のために料理をする世の中づくりを専門にした料理研究家で、自分のためではなく家族のためにご飯をつくるお父さんを増やしております。大分増えてきたかなというような感覚はありますけれども、まだまだやりたいなと。

私のテーマは、そういう意味では男性及び父親の食育参加、そしてお父さんが家族と一緒にご飯を食べるという共食、ここが私の力を入れて、ここで協力したい分野でございます。

さらに今年の4月にヨンナナフィッシュ株式会社というものを1つつくりまして、今度は魚食です。家庭内の魚食推進をする事業を始めました。消費者と生産者をつないで魚食推進をするということで、男性、父親への食育、共食、そして魚食というジャンルでこの会議に協力できればなと思っております。よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 それでは、田村専門委員お願いいたします。

○田村専門委員

日本歯科大学の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、今回初めての参加ということになりまして、まだまだわからないことが多いんですけれども、ご迷惑にならないよう、また歯科からの視点でいろいろお役に立てたらと考えています。

私が今回入らせていただいたのが、恐らく私の専門が食べることの発達の遅れがあったり、ちょっとつまずいているお子さんの――まあ、健常なお子さんも含めてなんですが、口腔機能の発達の支援をしているというところからではないかと考えています。

歯科としましては、高齢者への摂食嚥下ですとか、そういったところはかなり進んでいるんですけれども、今、子供の食の問題ということで平成26年には日本歯科医学会のほうで重点研究も始まっておりますし、そういったところから歯科医学会の会長のほうからも全面的にバックアップするという言葉もいただいておりますので、口腔機能の面から何かお手伝いさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。

それでは、富澤専門委員お願い申し上げます。

○富澤専門委員

前回に引き続き勉強させていただきます全国学校食育研究会顧問、富澤素子です。どうぞよろしくお願いいたします。

学校現場はベテラン教員が退職し、若手が非常にふえています。授業そのものをつくり上げるだけで精いっぱいで食育までというところで躊躇している部分もあります。そこで学校の食育についても少しでも助けられたらと思い、今練馬区の教育委員会の非常勤としてお手伝いさせていただいております。

全国学校食育研究会は、年に1回の開催です。都府県のそれぞれの学校の実践を発表し合い、お互いに高め合っていく組織です。東北の3.11以降、福島県も積極的に参加していただいています。刺激を受けながら勉強させていただいています。そこの顧問として事務局を手伝っております。よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。 中澤専門委員、お願いいたします。

○中澤専門委員

長野市から参りました長野県短期大学に勤めております中澤と申します。よろしくお願いいたします。

専門は調理学、食文化の地域研究です。学生や地元の方と一緒に食文化の地域研究に 取り組んでおります。今回から、参加させていただきます。いろいろ勉強させていただ きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〇岩本審議官(農林水産省)

ありがとうございました。

なお、上田委員、陳委員、長島委員、安藤専門委員、小林専門委員及び廣野専門委員 につきましては、本日ご都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、以後の進行を服部座長にお願い申し上げます。

○服部座長

それでは、早速でございます。皆さんお忙しい中をご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

座長を務めさせていただきます。皆さんのご協力、ぜひよろしくお願いいたします。 本日の議題でございます。3つほどございます。

1つ、第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策についてです。2番目が今後の食育推進評価専門委員会の進め方について。3番目がその他でございますけれども、審議に入ります前に、本日の配付資料について事務局よりご説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

〇穴井参事官(農林水産省)

参事官の穴井でございます。よろしくお願いします。 お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。 まず右上に資料1と書いております。これは食育推進評価専門委員会の開催についてでございます。資料2、これは先ほどもちょっと紹介ございましたが、食育推進評価専門委員会の名簿でございます。それから資料3、カラー刷りになっておりますが、食育基本法・第3次食育推進基本計画の概要、3ページの資料でございます。それから資料4、ちょっと分厚い、二十数ページの資料でございますが、第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策についてでございます。それから資料5、これは1枚でございますが、当面の審議事項についての案でございます。また資料6、これは食育活動表彰について、これも1枚の紙でございます。

また、参考資料といたしまして4点配付させていただいております。参考資料1、これは冊子でございますが、平成27年度食育推進施策(食育白書)でございます。それから、参考資料2としましてリーフレットでございますが、カラー刷りのもので食育推進基本計画のリーフレットでございます。また、参考資料3でございますが、これも冊子でございます。平成28年度食育推進ボランティア表彰事例集、水色のものでございます。最後に参考資料4でございますが、タイトル、「食品安全」となっておりまして、食品安全委員会様のほうからお配りいただいているものでございます。

以上、資料6種類、参考資料4種類でございますが、もし不足がございましたら事務 局までお知らせくださるようお願いいたします。

○服部座長

ありがとうございました。

それでは、議題1に入りたいと思います。第3次食育推進基本計画の実施を推進する 施策についてということなんですけれども、それでは、これは事務局から資料の説明を お願いしたいんですが。

〇穴井参事官(農林水産省)

それでは、まず資料1をごらんください。

「食育推進評価専門委員会の開催について」の1枚紙でございます。

1番のところで「趣旨」が書いてございますが、「食育推進基本計画」の実施を推進するとともに、食育の推進状況について評価等を行っていただく会議でございます。

これの2の(6)をごらんいただけますでしょうか。

座長は服部座長でございますが、この委員会の議事録につきましては、作成した上で皆様にお諮りの上公表することとしております。作成案ができましたら皆様にお送りして、ご確認いただいた上でホームページのほうに掲載させていただくことにしております。

○服部座長

ということでございますので、よろしゅうございますか。

〇穴井参事官(農林水産省)

では、続きまして資料2、これは先ほどもご紹介しましたが名簿でございます。 それでは、続きまして資料3及び資料4につきましてご説明させていただきます。 まず資料3でございます。

こちらは、食育基本法及び第3次食育推進基本計画の概要でございますが、繰り返し、 あるいはご存じのところではあると思いますが、簡単にご説明させていただきます。 食育の推進でございますが、1ページ目の左上にありますように食育基本法がございまして、その法律に基づきまして、その下にありますように食育推進会議が設置されております。皆様は、この会議の委員、または専門委員ということでございまして、その委員と専門委員で構成されますのが食育推進評価専門委員会でございます。

また、食育を具体的に総合的に推進するために食育推進基本計画が定められております。この黄色いところでございます。先ほど副大臣からもご紹介いたしましたが、本年3月に作成されておりまして、本年度から32年度までの5年間を計画期間としております。

その中身、概要でございますが、このページの右側にございます。「はじめに」から第1、第2、第3、第4とございます。特にこの中で赤い字で書かせていただいておりますが、第1のところで重点課題を定めさせていただいておりまして、また第2で具体的な目標値を定めさせていただいております。また、総合的な促進に関する具体的な中身につきましては第3で書いておりまして、家庭における食育、あるいは学校、保育所等における食育、そういった場面、あるいは6番にありますような食文化の継承、そういった特徴に基づいて定めさせていただいております。

資料を1枚おめくりいただきまして2ページ目でございます。

2ページ目には3次計画を作成するに至りました食をめぐる状況の変化と、それから5つの重点課題が書いてございます。重点課題、こちらに書いてあるとおりでございますが、5つ制定しておりまして、1番、若い世代を中心とした食育の推進、2、多様な暮らしに対応した食育の推進、3、健康寿命の延伸につながる食育の推進、4、食の循環や環境を意識した食育の推進、5、食文化の継承に向けた食育の推進、この5つを重点課題とさせていただいております。

そして次のページ、3ページでございますが、こちらで具体的な目標を定めさせていただいております。全部で21ございます。①から②まで21の具体的な定量的な目標を定めさせていただいております。

左側から、まず食育に関心を持っている国民を増やす。

それから、家族、あるいは地域で「共食」をする回数、割合を増やす。これは2番、 3番でございます。

また、朝食を欠食する国民を減らすということ。

それから5番、6番ですが、学校給食についての目標も定めさせていただいております。

7番、これは栄養バランスに配慮した食生活の実践。これは世代全体と若い世代について2つそれぞれ定めさせていただいております。

また8番は、生活習慣病予防のための取組関係でございます。

9番は、ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合。

10番でございますが、ボランティアの数を増やす。

11番、農林漁業体験を経験した国民を増やす。

12番は、食品ロス関係でございます。

13番は、食文化の継承についてのことでございまして、14番で食品の安全関係の目標。 最後は、市町村での食育推進計画の作成を進める。

そういったことで制定しております。

資料3につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4に基づきましてご説明いたします。

まず、資料4のたてつけについてご説明いたします。

1ページ目をごらんいただきますと表になっておりますが、左側、ここに「項目」と書いてございます。そして、その右側に「本文」がございますが、これは第3次食育推進基本計画におきまして、食育の総合的な促進に関する事項として国が講ずべき具体的な施策として掲げられたものをここに書かせていただいております。

そして、国が講ずべきとされた施策につきまして、関係省庁でどのような取組をしているかというのが真ん中から右にかけて書いております。

先ほど申し上げましたように、家庭における食育、あるいは学校、保育所等における 食育、その順番で書かせていただいております。

それぞれ関係省で取り組んでおりますが、まず私のほうから概括的にご説明申し上げた上で関係省から補足の説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず1ページ目でございますが、「家庭における食育の推進」ということで、 親、あるいはその他の保護者の方、あるいは子供ご自身の食に関する関心と理解を深め まして基本的な生活習慣、あるいは健全な食生活を確立するための施策でございます。

まず左側の項目の一番上の「子供の基本的な生活習慣の形成」に関しましては、文部科学省におきまして「早寝早起き朝ごはん」運動、あるいはその表彰等を行っております。

ちょっと資料が多いので、早速ですが、次のページでまたご説明させていただきますが、2ページ目でございます。

左上の項目のところでございますが、「妊産婦や乳幼児に関する栄養指導」というふうに書いてございます。こちらにつきましては、厚生労働省におきまして「健やか親子21(第2次)」の普及啓発、あるいは昨年実施しました乳幼児栄養調査の結果を本年8月に公表されまして、社会経済的要因により子供の食物摂取に差が見られた。そういったことなどの結果を活用して、地方公共団体におきまして引き続き、その多様性を認識した栄養指導を含め、母子保健サービスを展開するように取組を促しているということでございます。

それから、その下の項目でございます。真ん中でございますが、「子供・若者の育成 支援における共食等の食育推進」でございます。こちらは、毎年6月を「食育月間」と しておりますが、そこで実施要綱を定めさせていただいておりますが、その中の重点的 な項目の一つとして、家庭における共食など食事の場におけるコミュニケーションの促 進、そういったものを進めるようにということを掲げさせていただいているという状況 でございます。

また、3ページをごらんいただけますでしょうか。3ページは、「学校、保育所等における食育の推進」でございます。

まず「食に関する指導の充実」の項目でございますが、こちらも真ん中から右側、上から2つでございますが、文部科学省さんにおきまして栄養教諭の配置の促進を行っていただいているほか、こちらの一番下のところになりますが、栄養教諭を中核とした食育の推進、こういったことに取り組んでいただいております。

また、このページの下から2つ目ですけれども、農林水産省におきましては、農林漁業体験機会の提供の支援、こういったことを行っております。

続きまして4ページでございますが、学校給食でございます。「学校給食の充実」というところでございますが、右側、下から2つ目でございますが、農林水産省におきましては、学校給食での地場産物、あるいは国産食材の活用促進のための取組の支援を行っております。この学校給食におけます地場産物や国産食材の活用促進というのは、先ほど資料3の3ページでご説明いたしましたように、食育推進に当たっての目標として

おります。これにつきましては、文部科学省さん、あるいは農林水産省のほうにおきまして支援等を行っているという状況でございます。

また、文部科学省さんにおきましては、右側の上から2つ目のところでございますけれども、学校給食に求められます地産地消、あるいは伝統的な食文化の継承、そういった社会的な課題解決に資するためのモデル事業、こういったことも実施をされております。

続きまして6ページをごらんいただけますでしょうか。6ページでございます。

上から2つ目の項目ですが、「就学前の子供に対する食育の推進」ということでございます。右側、やや真ん中あたりにありますが、厚生労働省さんにおきましては、「保育所保育指針」、この改定を現在行っているという状況でございます。また、内閣府さんにおきましては、このページの一番下でございますが、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領について周知・徹底を行うほか、現在、その要領の改訂を行っておられるということでございます。

それでは、続きまして、「地域における食育の推進」ということで7ページ以下に移 らせていただきます。

まず「「食育ガイド」等の活用促進」という項目がございますが、この右側の一番下にありますとおり、本年6月に「食生活指針」を改定させていただきました。文部科学省、厚生労働省及び農水省で改定いたしまして都道府県等へ通知したほか、ホームページでの掲載等を行っております。

それから、次のページでございます。8ページー番上でございますが、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」でございます。こちらにつきましては、厚生労働省さんのほうで生活習慣病の予防及び改善に向けた取組を行っております。

また、先ほど田村専門委員からのお話もございましたが、「歯科保健活動における食育推進」としましては、このページの一番下にありますように、「8020運動・口腔保健推進事業」というのを行いまして、噛むことの大切さ、そういった教育を行っていただいております。

また、農林水産省におきましては、次のページ、9ページでございます。「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進」を行っております。この日本型食生活というのがどういうことかというのは、本文の4行目から5行目にかけて書いておりますが、ごはんを中心に、魚、肉、あるいは乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶、そういった多様な副食を組み合わせて食べる食生活のことを「日本型食生活」と申し上げておりますが、その実践の推進を行っているという状況でございます。

それから、このページの下でございますが、「貧困の状況にある子供に対する食育の推進」。これは先ほど3次計画の重点課題の一つで申し上げました「多様な暮らしに対応した食育の推進」、これとも関連いたします。貧困の状況にあるお子様に対して食育を推進していくということで、右側にございますが、厚生労働省さんにおきましては「子どもの生活・学習支援事業」、こういったことを行っていただいておりますし、農林水産省のほうでは、他の地域での展開の参考となるような情報の収集、提供を行っていくということにしております。

また、次の10ページをお願いいたします。「若い世代に対する食育の推進」でございますが、農林水産省におきましては、共食の推進、あるいは地域食文化の継承等を行っております。

同じページ、「高齢者に対する食育の推進」でございますが、「地域の高齢者の健康支援を推進する配食事業に関する栄養管理の在り方」、これは厚生労働省さんで行って

いただいておりますが、真ん中に書いておりますように、このような取組を行う、栄養 管理の在り方についての検討を行っていただいております。

続きまして、11ページでございます。「食品関連事業者等における食育の推進」でございます。上のところでございますが、これも厚生労働省さんのほうで健康日本21に基づきまして、「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業、あるいは飲食店の登録数の増加」を目標として掲げていただきまして、啓発を行っていただいているということでございます。特に減塩ですとか脂肪低減に取り組む企業の登録数は、先ほどの3次計画の目標値の一つとさせていただいております。

また、続きまして、その下の「専門的知識を有する人材の養成・活用」につきましては、こちらも厚生労働省さんになりますが、管理栄養士さん等の養成を行っていただいております。また、専門調理師・調理師の方々といった方々の養成も図っておられるということでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。「食育推進運動の展開」でございます。 こちらは、全体的に取り組んでおられる省庁を掲げておりますが、基本的には関係省に おきまして科学的な知見に基づく情報提供なども含めまして、種々情報を提供させてい ただいているという状況でございます。

それから、次の13ページ、「ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等」でございます。この13ページの上でございますが、こちらにつきましては、食育推進を国民運動として行っていくには地域での取組、これが非常に大切でございますので、そういった活動をされておられますボランティアの方々への表彰等を行っているということでございます。

また、先ほど目標値にも入っておりましたが、自治体における食育推進計画の作成の推進。これも農林水産省のほうが内閣府のほうから受け継ぎましたが、推進するように努力している段階でございます。地方農政局などで都道府県のほうに話をお聞きするといったことを現在行っております。

それから、環境省さんのほうにおかれまして、このページの一番下ですが、食品ロスの削減に向けまして関係者が一堂に会する全国大会の開催、こういったことも行っております。

そして、次14ページでございますが、食育月間中に行う食育推進全国大会でございます。先ほど阿久澤委員から第3回は群馬県で行われたという話がございましたが、全国大会、本年は福島県郡山市で開催いたしまして、来年は岡山市での開催予定でございます。岡山市におきましては、6月30日、7月1日ということで、曜日は金曜、土曜というふうになっております。例年土日でやっておりますが、来年につきましては金曜日、土曜日で実施するという予定になっております。

続きまして、ちょっと飛びますが16ページをお願いいたします。16ページからは「生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」でございます。

この16ページの上から2番目の枠、項目として2番目のところに、「子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供」とございます。この右側、「関係省庁」とありますが、子ども農山漁村交流プロジェクト、これは総務省、文部科学省、農林水産省が連携しましてこのようなプロジェクトを実施しまして、お子様が農山漁村に滞在して農林漁業体験等を行ってもらう。そのようにしてご理解を深めていただくような取組を行っております。

また「地産地消の推進」でございますが、これは17ページでございます。17ページの 2つ目の項目が「地産地消の推進」となっておりますが、これにつきましては農林水産 省のほうでは学校給食等における地場産食材の利用等の活用によります加工品やメニュー開発、そういったことの支援を行っております。

そして、食品ロス削減。先ほど食品ロスの削減の話も若干ございましたが、こちらでも環境を意識した食育ということで、「食品ロス削減を目指した国民運動の展開」というのを行っております。これは次の18ページでございます。18ページの項目でございますが、「食品ロス削減を目指した国民運動の展開」ということでございますが、右側一番上、消費者庁さんのほうにおきまして啓発パンフレットの作成、イベントの開催等に取り組んでいただいております。

また、その下、文部科学省さんにおきましては、「学校における食品ロス削減」ということで、こちらも先ほども若干紹介しましたが、学校給食に関した社会的な課題解決に資するためのモデル事業の実施を行っていただいております。

また、その下農林水産省でございますが、これは商慣習の見直しによる食品ロスの削減、そういったことに取り組んでおります。

そして、19ページは「バイオマス利用と食品リサイクルの推進」ということでございますが、上から2番目、農林水産省のほうにおきまして、ホームページ等を通じて食品リサイクル制度に関する情報の発信、こういったことを行わせていただいております。

また、一番下でございますが、環境省さんのほうにおかれては、地域力を活かした食品ロス削減の取組ということでセミナーの開催、あるいは家庭からの食品廃棄物の排出状況の把握支援といったことを行っていただいております。

すみません、20ページでございますが、「食文化の継承のための活動への支援等」で ございます。

食文化の継承につきましては、またこちらもボランティアの皆様に取り組んでいただいております。また農林水産省としましては、そういった地域における食育を推進するリーダーの育成への支援ということも行っております。

文部科学省さんでは、学校給食での郷土料理等の積極的な導入、そういったことを行っていただいておりまして、こちらでもまたモデル事業を活用する、あるいは和食給食の推進を農林水産省のほうでも行っております。

また、一番下でございますが、専門調理師の方々、全日本司厨士協会、そういったところでも料理教室の開催等を行って食文化の継承にご尽力いただいているということでございます。

それから、最後の項目、7番目でございますが、22ページからは「食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供等」でございます。

まず「生涯を通じた国民の取組の提示」ということでは、「食育ガイド」を引き続き ホームページのほうで掲載して普及啓発を図っております。

また、23ページ、これはリスクコミュニケーションでございますが、これも関係省、複数にまたがっておりますけれども、そういった関係省で連携しつつ、あるいはまた各省独自におきまして食品の安全性に関する情報提供、あるいは説明会、懇談会、そういったものを実施させていただいております。

それから、24ページでございますが、こちらは主な栄養等に関する情報提供でございまして、下から4番目に文部科学省さんの取組がございますが、「食品標準成分表の作製・公表」を行っておるほか、厚生労働省さんでは下から2番目、国民健康・栄養調査の実施、公表等を行っていただいております。

また、25ページになりますが、「食品表示の適正化の推進」に関しまして、消費者庁 さんのほうで新たな食品表示制度の普及啓発等を行っておりますほか、農林水産省のほ うでは不適正な表示がありました場合には、指示・指導等を行うということを実施して おります。

最後26、27ページは、「食育ですとか日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進」、 あるいは「国際的な情報交換」でございますが、食品安全委員会、外務省、農林水産省、 その他で情報発信、国際機関を通じた協力等を行っております。

以上長くなりましたが、概括説明でございます。

○服部座長

ありがとうございました。

今ご説明をお願い申し上げましたが、これから各省庁に今の部分で補足するところがあれば、それを1分以内で補足していただければ大変ありがたいのですが。申し訳ございませんがよろしくお願い申し上げます。

第3次5カ年計画というのは、本当に大分充実してよくできた計画だと思います。これは我々第3次5カ年計画を立てるに当たって、推進委員の皆さんで集まってまとめたのですが、特に武見先生や千葉大の貞廣先生、そして今日もいらっしゃっている農大の上岡先生が随分きめの細かさをこの中に配分していただけたおかげで、大分充実したものになったんです。少なくてもこの5年間で実施して、目標値に近づけようというわけでございますので、また皆さんのそれぞれの立場で、またご協力願いたいと思います。それでは、各省庁からちょっと補足をしていただければ大変ありがたいと思うんですが、まず内閣府の食品安全委員会、いかがでございましょうか。

○筬島リスクコミュニケーション官(内閣府)

内閣府食品安全委員会の事務局のリスクコミュニケーション官をしております筬島 と申します。手短に、ただいまの穴井参事官のご説明に補足をさせていただきます。

私ども内閣府食品安全委員会の関係のところを申しますと、資料4の12ページの上から3番目のところの「科学的な知見に基づく情報の提供」、それからその関連としまして24ページの「食品の安全性に関するわかりやすい情報提供及び地域の取組への支援」。それからちょっと前後して恐縮ですが、その前の23ページの上から2つ目の「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進」、それから最後のページ、27ページの3番目のところの「海外有識者招へい等」が該当します。

簡単に申し上げますと、あらゆるチャネルを通じて、あるいは各種の取組を通じて食品の安全性についてわかりやすい情報発信を行っているところです。

あと本日お配りしております参考資料の4番目に「食品安全」というものがございますので、そこを少し説明して説明を終わらせていただきたいと思います。

「食品安全」は季刊誌でして、年4回、3カ月ごとに出しております。

1枚めくっていただきますと2ページ目、3ページ目ですが、私どもが食品健康影響評価というのを業務にしておりますので、それをわかりやすくお伝えする観点からまとめております。

それから、食育との関係で申しますと、7ページ目、後ろのほうでございますけれども、ここを見ていただきますと、「どうしてお肉は生で食べてはいけないのか」という内容をまとめています。これは、お子様に、あるいはお子様と一緒にご家庭においてご理解を深めていただけるよう、わかりやすいものとしています。これを2万部ほど印刷しまして地方公共団体、それから図書館にお配りしております。

以上でございます。

○服部座長

ありがとうございました。 それでは、今度は消費者庁のほうからご説明願いたいんでございますが。

○青山企画官(消費者庁)

消費者庁でございます。

消費者庁に関しましては、資料4の8ページに「栄養成分表示に関する消費者教育」、それから18ページに「食品ロス削減に向けた普及啓発」、それから23ページに「リスクコミュニケーションの促進の取組」、24ページに「食品の安全性や栄養等に関する情報提供の取組」、同じく25ページに「新たな食品表示制度の普及啓発」、それから「食品の機能性等を表示する制度の普及啓発」ということが取組になっております。適宜啓発資料等をつくりまして、広く周知に努めているところです。

特に18ページの「食品ロスの削減」につきましては、消費者庁が食品ロス削減関係省庁と連絡会議の取りまとめを担っておりますので、各省庁の取組に関する情報共有を行っておりまして、今年度の10月にはシンポジウム等を開催しております。また、ホームページ等で広く情報提供を行いまして、家庭編、それから宴会編というようなチラシもつくりまして広く配布しているところです。

それから、25ページの特に食品の機能性等を表示する制度ですけれども、これは新たな表示制度になっておりまして、こちらについても、いわゆる健康食品等の利用についてですけれども、あくまで補助的なものでありますので、基本的な食事の大切さとあわせまして、これらの普及にも努めているということで、新しい啓発資料をつくりまして、昨日の消費者教育フェスタ、文科省さんが主催しております消費者教育フェスタ等でも配布させていただいたところです。

簡単ですが、以上です。

○服部座長

ありがとうございました。 それでは、文部科学省お願いしたいんですが。

〇八田企画官(文部科学省)

文部科学省でございます。いつも大変お世話になっております。

今穴井参事官から丁寧にご説明いただきましたので、特に補足するところはございませんけれども、文部科学省は大きな考え方といたしまして、子供たちに対する食育をしっかり進めるということで、特に学校においては栄養教諭を中核といたしまして推進しているということでございます。

また、実際には栄養教諭以外の先生が食育の指導に当たる場面が多いことから、食育に関します参考資料などをつくって配付しているところでございます。

また他方、学校給食は教育の場面でもございますし、一方で食材の使用者としての立場もございますので、それに当たって食品ロスの削減や地産地消、こういうものに貢献できないかということで実証的なモデル事業も今年から開始しているところでございまして、この両者を連携いたしまして食育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○服部座長

ありがとうございました。 それでは、厚生労働省お願いします。

○河野室長(厚生労働省)

厚生労働省栄養指導室の河野と申します。

厚生労働省では、子供から高齢者に至るまで健康づくりという観点から、あらゆるライフステージへの食育の推進に取り組んでいるところでございます。

先ほど紹介いただきましたように保育所の食育、また母子保健、地域保健、歯科保健といった保健活動、それらを支えるための管理栄養士・栄養士、専門調理師・調理師といった専門家の人材育成、また地域の草の根的な活動を支えている食生活改善推進員といったボランティア活動の支援に取り組んでおります。

近年では、企業と協働した減塩活動にとどまらず、今年度は高齢者の配食事業ということで、新たなガイドラインづくりにも着手しているところでございます。

さらに来週、平成27年の国民健康・栄養調査結果の公表を予定しております。科学的な知見に基づいた食育の推進というところにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○服部座長

ありがとうございました。 それでは、農林水産省お願いしたいんですが。

〇出倉課長 (農林水産省)

農林水産省の食文化・市場開拓課の出倉と申します。よろしくお願いいたします。 農林水産省では、この4月から政府全体の取りまとめがこちらに来まして、取りまと めは消費・安全局、それから今まで農林水産省で取り組んでまいりました日本型食生活 の推進だとか農林漁業体験機会の提供、地産地消、それから食文化の継承、こういうの は食文化・市場開拓課が主に担当させていただいております。

やっていることは、今穴井参事官からご説明をいただきましたので、つけ加えることはございませんが、予算事業等を活用して地方の取組、それから民間団体の取組を支援する、それからパンフレット等の作成、こういうようなことの中で支援をしております。せっかくの機会ですので、この紙にはございませんけれども、最近の取組でちょっとおもしろいことをしましたのでご紹介したいと思います。

先週11月5日に「ジャパンハーヴェスト」といって丸の内で「消費者と生産者の絆を深める」という、こういうイベントをやったんですが、この中で今年初めて企業等で食育に携わっている方々をホームページを通じて集めまして、六十数名集まっていただきました。食育フォーラムという形で、やはり企業の方々、なかなか企業それぞれといいますか、企業の担当者がそれぞれ悩みを抱えていらっしゃるようで、企業の中で食育の位置づけだとか、どうやって自分たちの発信を伝えていくか、こういうことについて交流をし、情報交換をすると、そういう場を設けました。

参加している方々もこういう場って大変ありがたかったと、これからも続けてほしいということだったので、そういう機会をつくるというのも私たちの仕事かなと、こんなふうに思っています。

それからもう一つご紹介させていただきますが、今月の24日、「いい日本食」の日という語呂合わせで「和食」の日になってございます。一般社団法人の和食文化国民会議と連携しまして、全国の小・中学校で、だしによる味噌汁とか、すまし、こういうものを出していただくという取組をしておりまして、昨年から始めております。昨年は2,000校がご参加いただきました。今年は2,700校の小・中学校が参加いただけるということで、2万校ほど学校があるというふうに聞いておりますので、できれば東京オリンピック・パラリンピックまでには2万校というのを1つの目標に頑張っておるところでございます。

引き続きいろいろな施策を活用しながら食育推進してまいりたいので、いろいろお知恵をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○服部座長

ありがとうございました。

それでは、20分か30分ぐらいは時間の余裕がありますので、今の各省庁のお話も含めて、皆様のほうから何かご質問等、ご意見等がございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そのときはお名前を言っていただいて、それから始めていただきたいんですが。

各省庁、本当に最初は厚生省と文部省と農水省、3省で始めたのがこの食育基本法をつくるときの頭をこの3省にお願いしてつくったものなんです。だんだん広がりまして、外務省まで入ってくるような、そういう広い分野になってまいりました。オールジャパンでやらなきゃいけないことたくさんあるものですから、そういう意味から言うと、それぞれ出していただいたものの中で、本来例えば厚生労働省がやっておられるものというのは幅広く健康に関することをおやりになっているんですけれども、しかし、食育というのはそれも何らかの形で少しずつ触れるんです。農水省は農水省のほうで食料問題に関して触れておりますけれども、みんなどこか、全部点なんですけれども、しかし最終的には線にしなきゃいけないということがあって、なかなか食育というのは幅広く、いろいろなものを押さえなきゃいけないというところがございますけれども、そんな意味でどうぞ何かご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。

どうぞ。お名前等をよろしくお願いします。

○菊地専門委員

日本フードサービス協会の菊地でございます。

先ほど座長からお話があったとおり、この第3次計画というのは、本当に大変網羅的に大変立派な形でできているかなということを確認させていただきました。

先ほど穴井参事官からお話しいただいた、ご説明いただいた施策を私も見ながら、第3次食育推進基本計画の目標と照らし合わせながら見ていたんです。要は施策を講じたら、この目標値に多分効果が出るんだろうって。そうやって見ていきますと、これは前の委員会でも申し上げたんですが、今回の目標の中で非常に大事な論点として掲げたのは若い世代をテーマとして掲げましょうというところで、この目標の中では若い世代をあえて取り出して掲げているんだけれども、実は施策のほうというのは非常に、先ほどの聞いている限りでは、この施策をやったら、この若い世代をターゲットとした目標値が効果があるというところがちょっと見えなかったなというのが私の印象でございます。

いろいろな手法があると思うんですけれども、先ほど出倉課長からお話があったよう

な「ジャパンハーヴェスト」の食育を取り組んでいる企業を集めて情報交換をやると。こういったものって、例えば若い方は金銭的な問題とか時間的な問題で、なかなか食育まで意識することができないというのが前回議論があったところだったと思うんですが、これも前申し上げたかもしれないんですけれども、例えば社員食堂でこういったヘルシーメニューだとか、今いろいろやったりしていますので、そういったところの情報交換会をやるなり、もう少し若い世代をどうやったら食育の意識というものを高められるか。まずは意識のところというものを上げていくような施策というのがあると、より充実がしてくるんではないかなということをちょっと感じましたので、意見ということで申し上げさせていただきます。

○服部座長

ありがとうございます。 どうぞ。

○牧野委員

今のに関連してなんですが、若い世代の状況については、私ども飯田市においても、20代から30代の男性が朝食の欠食率が高いという状況がありまして、何とかそれを減らしていけないかという努力を今しているところであります。

省庁で申し上げますと、消防団を管轄しております消防庁にも働きかけて、消防団の皆さん方、若い皆さん方ですので、そういったところにこういった食育の呼びかけをしていくということも1つ大事じゃないかと。今飯田市ではそうした消防団への呼びかけもしているんですけれども、こうしたことを全国的に展開していくことも若い世代への共食の浸透につながるんではないかなと、そんなふうに思うところでございます。以上です。

○服部座長

ありがとうございました。 どうぞ。

○夏目委員

夏目でございます。

2点ほど申し上げたいと思います。

まず1点は若い人へのアプローチということで、今2名の方からご発言がございました点で、今回3次計画を作成するに当たってパブリックコメントをしたときに、やはり若い人たちの意見提出が極めて少なかったということがあったというふうに伺っております。

また、どのように若い人にアプローチするかというのは、例えばウエブを使うとかSNSを使うとか、様々な工夫されているだろうと思うのですけれども、実は今日の日本農業新聞に高校生の農高生の甲子園の記事が出ておりました。実際に実施されたのは、先月の26日から27日ということでございましたけれども、要するに農高生が地域貢献活動に非常に取り組んでいて評価をされたという記事でございました。それが農業新聞だからかもしれませんが、とても大きな記事で取り上げていて、あっ、すごいんだ。高校生って、こんなに地域活動——例の世界文化遺産の自然遺産の三保の松原の松の保全だけではなくて、松を活用した産品の開発、それから地域の人たちと保全に取り組むって

幅広い地域貢献をしていることでもって表彰されたという話があったのですけれども、こういうような若い人たちのすばらしい取組をメディアがもうちょっと頑張って、農業新聞だけじゃなくて、一般紙が取り上げてくださると、広く多くの方々に若い人たちの頑張りようも伝わるのかなということを今日の新聞で思ったわけです。

今朝の農業新聞の記事は皆様ご存じかと思いますけれども、某人気グループの方がこの新聞を定期購読していて、すごく申し込みがふえたみたいなことで取り上げられていて、人気者を使うというのは、もちろんいいわけですが、それだけじゃなくて、よい取組であるんだったら、やはりもうちょっと広めていくという努力が必要かなということを感じたのが1点。

もう一つは、今回の食育推進基本計画を決める、作成するに当たって、2次の委員の方々、専門委員の方々が大変ご努力をされて、とてもすばらしい内容になっていると思います。私、初めての参加なので、少し議事録を読ませていただきました。その中で、最後のほうに第3次食育推進基本計画のコンセプトについてというご議論があったと思うのですけれども、新しくこうして出てきた基本計画の中にはコンセプトについては何も記載もないし、ご説明もなかったので、せっかく皆様がご議論された、いわゆる第3次基本計画の特徴につながるものであったかと思いますので、その辺の審議の流れみたいなものをお聞かせいただければ大変ありがたいなというふうに思ったわけでございます。

これは農水省でしょうか。すみません、よくわかりません。

○服部座長

この第3次5カ年計画を立てるに当たりまして、先ほど専門委員でも武見先生、随分 頑張っていただいたんですが、そのとき、今夏目先生が言われた部分で先生のお感じに なられたことございますならば、おっしゃっていただければ。

○武見委員

コンセプトのことですか。

たしか「「周知」から「実践」へ」というのが2次のときで、それをどう発展するかということで、今このパンフレットのここの「実践の環(わ)を広げよう」、こういうようなことで良いだろうと、議論ではそうなったような記憶なのですが。

○服部座長

開いてちょうど真ん中ですね。

○武見委員

はい。ここにもついている。これだという理解で結果としてはよろしいんですよね。

○服部座長

ということなんですけれども、何かございますか。穴井参事官。

○穴井参事官(農林水産省)

今武見委員からのご紹介がございました本日の配付資料のこちらのリーフレットで ございますが、こちらのほうを開いていただきますと、「実践の環(わ)を広げよう」。 これは確かに3次計画の案を専門委員会として最後おまとめいただくときに当時の事 務局からご提案して、皆様にご賛成いただいたものでございます。

食といいますのは、本当にそれ自体非常にダイナミックといいますか、その場でも食がいろいろ循環している。あと人生通じて体をつくっていく、いろいろな年代を通じてやっていくということで、それは最初は知識だったんでしょうけれども、それが実践で、「実践の環(わ)を広げる」ということになっていきまして、確かに現時点では私どもまだこのリーフレットはホームページで掲載してごらんいただいているという状況ではございますが、今後全国大会の場などを通じて、もっと広げていきたいとは思っております。

あとそれと関係するわけではありませんが、特に若い世代への食育に関しましては、 3次計画ができた際に、たしか武見委員のほうも新聞記事のほうで取材を受けたのか、 コメントいただいておりますし、確かに学校も、中学校まではよろしいんですけれども、 高校、あと大学、これはアプローチするのはなかなか難しい状況がございます。

私どもとしては、例えば本日お配りしている資料の一つ、ボランティア表彰の中でも、例えば10ページをごらんいただくと、同じような若い世代、大学のほうで取り組んでいただいている方、例えば10ページは、FASという宮城学院女子大の方なんですけれども、この活動概要の10ページ、概要の2つ目、ここでは若い世代への地産地消の定着と地域の活性化のための取組。特にお子さんだけじゃなくて、同じような世代に対する取組もされている。あるいはほかの自治体を聞きますと、大学生の方が今後ひとり暮らしをしていく高校生の方々にお話をしていただくというようなこと。これは昨年の食育白書で特集させていただきましたが、同じような世代、あるいはお母さんがお子さんの世代に対して何かやっていくということで関心を引くというようなこと。

あと後ほど上谷委員からもお話があるかもしれませんが、やはり若い人がいるところに何とか入っていく、そういったことがないと、確かに高校生、大学生、あるいは大学を卒業した後の若い世代に対する食育が難しいというのは思っております。

私どもとしては、すみません、説明が長くなって恐縮ですが、資料4の10ページをごらんいただくと、右側の上から2つ目、農林水産省として「若い世代に対する共食の推進」ということで参考として書かせていただいたんですが、今年度、特にテレビで放映されましたが、アニメーションとのタイアップもありまして、共食について、限定的ではございますが宣伝等はさせていただきました。

あともう一度こちらのリーフレットに戻りますが、本当にこれは行政として頑張れるところ、それから大学の中でも新入生の方に対してオリエンテーションの中で食育の重要性をおっしゃっていただけるところ、あるいはお金の問題でいいますと、100円朝食などを展開していただいているところ、あとリーフレットでも右側のほうに書かせていただいておりますけれども、特にご家庭を離れた若い方については、食育、あるいは食生活、健全な食生活がなかなか難しい中では、関係者が多様に連携・協働して、より広げていく。だから、その点で食育の実践の環を広げていくということが非常に大事かなと考えております。ただ、それを具体的な活動にしていくのは、今後また引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○服部座長

ありがとうございました。 どうぞ。

○小松委員

栄養士会の小松でございます。

若い世代を中心とした食育の推進についてですが、私も一番最初、この説明を受けたときに、突っ込みが少ないなという印象を持ちました。それで、施策として戦略的に進めるようなご提案が欲しい気がしますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

例えば、若い人は、ライフイベントが結構あります。進学したときとか就職したときとか結婚したとき、あるいは子供さんを産んだときとか、いろいろな大きなイベントがありますので、そういったタイミングを捉えて発信していくなど、若い人たちが自分を見つめるタイミングを活用したアプローチがあると良いんじゃないかと思います。以上です。

○服部座長

ありがとうございます。 どうぞ。

〇上谷委員

日本食生活協会の上谷です。

先ほどご挨拶でも申し上げましたけれども、新しい企画というのをどのようにして食育推進の改正があったものを捉えていくかということが私どもの活動にも大きなテーマになっていました。

先ほど農林水産省のほうの穴井参事官のほうからご説明をいただきましたけれども、 私どもは重点課題の中の5つの中のほとんどやっているんですが、新しくやったという のは1番と5番が大々的な事業として表に出しました。

それから、3つ目の健康寿命の延伸は、減塩を含めて飯田市長さんの市でも現場でやっていただいておりますけれども、各家庭訪問を確実に回るということで、世帯数に分けて1年に15万世帯回ろうということで、これはもう実行しております。

それから、若い世代を中心にしたということで、皆さんもおっしゃるように、さて、こういう項目が出たものの、その対象者をどのように捉えるかということで、みんなで協議した結果、じゃ、自分の住んでいる地域内に大学があったら、その大学の学園祭に1ブース持たせてもらおうと。そこで学生に興味があるクイズ方式にしながら、私どもは必ず減塩チェックをやるんですけれども、食事バランスガイド含めた中で、やっぱり朝食欠食というのが一番大きい話題ですから、1つ食べるとすれば何を食べるか、2つ食べるとすれば何を食べるか。時間がある土日には、じゃ、セットで何を食べるかというような形で今年やってまいりました。

そういう学園祭をやる方法と、ところによっては看護学校とタイアップして看護学生の方たちに若手の内容をちゃんと伝えていく。その人たちが今度将来は指導者になるので、そういう形で食育が定着していくんではないかと思いました。

それからおもしろいのは、佐賀県の武雄市は、若手に食教育をするには、まず地域の 行政を担っている人に理解してもらわないといけないということから、市会議員を全部 集めて、若手に対する食育が大事だという、そういう時間をとった講座をやったそうで す。

そのようにして、今平成28年度の若手に対する教育ということで、各県10クラス確実に持てということで、それを現在実行しております。

そういう形でやりますよと上がってくるのは、やはり大学であったりとか、それから

高校は家庭科は非常勤講師が入られて、食育の時間がとれるようになりましたので、比較的理解、高校生はわかっているんですが、大学生がちょっと生活が乱れて、自由というのが何の自由かがわからなくなっている部分が多いんですけれども、そこにブースを作りいろいろな食育の知恵提供する方法をとっています。

それから、食文化の継承について郷土料理スペシャリストという資格認定制度を私どもつくりました。多分うちの食生活改善推進員が一番地元の郷土料理を知っているということから、知る人がつなぐというところでそういう資格を持った人を育てていこうということになったわけです。

そのような形をしながら、今各全国の郷土料理の、これだったら地域に行っても食べられるよというもので、オリンピック・パラリンピックに向かい全国各県の郷土料理の、日本語と英語の郷土料理のハンドブックを今つくっています。今のところ、そういう形で情報を会員からもらいながら、そういう形の方法を進めていくと。

あわせまして、厚生労働省のほうも育成、それから支援という形を国民健康づくり第 2次のときには食生活改善推進員の養成もしてもらったぐらいですから、育成、支援を 今後お願いしたいと思います。

○服部座長

ありがとうございました。 どうぞ。

○富澤専門委員

全国学校食育研究会富澤でございます。

先ほどの話に戻ってしまうのですが、今、教育行政のほうでは小・中学校における第 3次食育推進基本計画を今年度内につくろうと必死になって会議を重ねているところでございます。その中で資料にさせていただいているのが、今日お示しいただいている資料です。そこにコンセプトについて書かれていないので、今回はないのかというような誤解を招いている場合がありました。ぜひこのパンフレットが多くの方の目に届くような形で広めていただけるとありがたいと思います。

今ちょうどかき入れ時といいますか、まとめの時期に入る時かと思いますので、コンセプトがこの中で見える形があると一番広まっていくのかなと思ったりしております。 よろしくお願いいたします。

○服部座長

穴井参事官は何か。

○穴井参事官(農林水産省)

貴重なご意見、どうもありがとうございます。きちんと整合のとれた情報発信をさせていただくようにしたいと思っています。どうもありがとうございます。

○服部座長

それと、先ほど小松先生が言われた件で、若い世代の取組というのは、その点いかがでしょうか。先ほど先生がおっしゃったでしょう。若い世代の部分がコンセプトで弱いんじゃないかというお話。この辺はどうでしょうか。大体並行していけば、これ大体年齢も幅広く入るはずなんですけれども。

○小松委員

重点項目の第1番に明示されていますので、具体的に若い人たちへのアプローチが見 えたほうがいいのかなと感じます。

それと、今回の議論を受けて、栄養士会として若い世代に対してどういうアプローチをすべきかをもう一回考え直して、打ち出すことができるようにチャレンジしたいと思います。

○服部座長

よろしくお願いします。 どうぞ。

○小島委員

毎日新聞の小島といいます。

最近、健康に関する取材の中で、ちょっとおもしろい現象がありました。若い世代にアプローチするときに考えてほしい材料になるのでお話します。1つは小児科の先生の話で、妊娠した途端に魚をやめるお母さんがちらほらいるというんです。「どうして魚を食べないんですか」と言うと、「水銀のような有害金属が入っているので、魚は食べない」というお母さんたちがいるというんです。

もう一つ、太陽光線を浴びると皮膚がんになっちゃうので、余り外へは連れていかないようにしているというお母さんもいるんです。牛乳をやめるというお母さんもいて、牛乳をとるとなぜいけないかと聞くとアレルギーになるからと言うんです。

要するに何かが悪いという、もしくは何かがいいという情報があると、そればかりを 信じて行動する一定のお母さんたちがいるんです。

そこの中には、最近流行している糖質制限の人もます。1日1杯しかご飯食べませんとか、糖質制限のほうが健康によいと思っている人たちがいるようです。これは、ある意味で農水省のつくった食事バランスガイドは健康によくないと否定するわけですから、重大な問題です。でも、そういうお母さんたちが本当にいるんです。そのくらい糖質制限もブームになっていて、米の消費減少に寄与しているわけです。

だから、おかしな考えや行動をとっているハイリスクの若い世代にアプローチすることが重要だと感じています。そういうハイリスクの人たちにうまくアプローチする方法が必要なんじゃないかなと思いました。

それで、たとえば国のホームページに、最近こんな妙な考え方がはやっているんだけれども、実は違うんですよということを食事バランスガイドのどこかのホームページに載せるとか、そういうことも必要なんじゃないかなというふうに思いましたので、ちょっと意見を言わせていただきました。

○服部座長

ありがとうございます。ぜひ毎日新聞でそれを取り上げていただきたいので。

さて、一応このお時間55分までということなんで、とりあえず1度打ち切りさせていただきます。その後続けて入るのが第2の今後の食育推進評価専門委員会の進め方についてというのに入りたいと思います。

これに関しまして、事務局のほうから資料の説明をちょっとお願いしたいと思うんですが。

〇穴井参事官(農林水産省)

それでは、資料5でございます。資料5、当面の審議事項についての案に基づきましてご説明いたします。

表裏の2ページになっておりますが、まず表のほうでございます。

本委員会におきましては、食育推進基本計画の実施の推進、あるいは食育の推進状況 について評価等を行っていただくと。これは資料1にも書いておったとおりでございます。

本日は、関係府省庁が取り組んでおります施策についてご説明させていただき、ご質問、あるいはご意見等いただきました。

また、計画には目標値が定められてございます。その目標値、特に3次計画の中では若い世代を取り出したような目標値も幾つか設けさせていただいているところでございます。

特にその目標値につきましては、1年に1度農水省のほうで意識調査等を行っておりますので、その進捗状況についてもまた明らかになりましたらご議論いただくことにさせていただきます。

さらに計画には重点課題が設定されておりまして、特に1番目、今日いろいろご議論、 ご指摘いただきましたが、若い世代を中心とした食育の推進を初めとしまして、重点課 題、これに取り組んでいかなければいけないということでございます。

ということでございまして、関係府省、それから民間の部門の方々がどのような食育の推進活動を行っていただいているのかということも今後事例などをご紹介いただきながら、引き続きご議論いただきたいというふうに思っております。

その上で計画期間は32年度までの5年間でございますが、中間的な整理ということを していきたいというふうに思っております。

ですので、まず今日から、あとまたしばらくは3次計画のフォローアップ、また問題 点等につきまして皆様にご指摘をいただいた上で目標値の進捗状況がどうなっている かというのをご紹介させていただくと。

それから、次期計画、まだ4年半後でございますが、その計画に向けた課題の中間的な整理を今後行っていくと。

それから3番目にございますが、これまでは食育白書につきましては事前のご説明等は行っておりませんでしたが、今後は食育白書の案についての意見をお聞きしたいというふうに思っております。食育白書、今日お配りしております参考資料1の冊子でございます。これにつきましては、今年度に1度案を皆様にご説明してご意見を伺いたいというふうに思っております。

裏をごらんいただきますと、そのスケジュールについてでございます。

本日が第1回の会議でございましたが、本日は関係府省等からの施策の説明をしまして、今やっておりますが、今後の審議の進め方についてこの後ご意見をいただきたいと思っております。

年度内には目標値に関する達成状況、またそれについてのご評価、またこういった施策がもっと必要ではないかといったことをご議論いただきまして、食育白書の案についてもご意見を伺うということでございます。

来年度に向けて、また今度は特に重点課題についてどういう施策でやっているのかということを関係府省からもご説明いただくと同時に、今日一部ご紹介もございましたが、 関係団体の皆様におきまして、どういった実践活動がなされているのか、こういったこ とも参考に伺いたいというふうに思っております。

その上で平成30年、皆様の任期は平成30年5月末までになっておりますが、そのときに向けまして、次期計画に向けた課題等の中間的な整理を行っていきたいというふうに考えております。

資料5の説明は、以上でございます。

○服部座長

ありがとうございました。

それでは、今の資料5につきましてご意見等ございましたら出していただきたいと思います。15分ぐらい時間をとりましたので、どうぞ。あればお出しいただきたい。

5つの重点課題、こういった問題に関しても気になっていることがおありになったら、また出していただいても結構ですし、あと3回ほど大きな会議の部分で進めなきゃいけないのがあるので、何かご意見ございませんでしょうか。 どうぞ。

○牧野委員

すみません、さっき名前を言い忘れました。飯田市長の牧野です。

第3次の食育推進基本計画の目標のところで、どういうふうに進めていくかという中で、12番と15番について少し意見を申し上げたいんですけれども、15番のほうは、まさに市町村の推進計画を作成し、実施する市町村を増やしていくという、これは非常に大事なことで、今76%まで来ています。これは前の第5期までも申し上げてきているんですが、最後に残ってきているところというのは、本当に中小といいますか、零細と言ってもいいくらいの町村なんです。そういったところに対して、どういった形でこれを働きかけていくかというのは、実は非常に難しい。いわゆる人もお金もなかなか割きづらい、そういったところに対してどうやってやるのか。私は、むしろ広域的な取組をどういうふうにやっていったらいいかということを主眼に置いたほうがいいと思っております。あと残りの24%弱というところまで来ているんですけれども、このあと4分の1弱を進めていくのは結構大変だと私は思っています。先ほど地方農政局から都道府県に働きかけという話もありましたけれども、県のほうでもそこは多分悩みの種だと思っていますので、ぜひ丁寧なきめ細かな対応をしていただき、最終的には私は広域的な対応が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。それが1点。

それから、消費者庁の今回の説明であった食品ロスの話です。さっき宴会編の話があって、もう少しスローガンの話までしていただけるのかなと思ったんですけれども、あえてされなかったのは、恐らく議論になるからされなかったのかと。実は長野県の市長会では議論がありまして、「3010」のスローガンを掲げたのは、全国で長野県松本市が一番最初だと思うんです。つまり、宴会のときに最初の30分と最後の10分は席を立たずに食事をしましょうという運動なんですけれども、それで今宴会編のチラシの中には「3010」がスローガンで出ていますよね。実はあの30分が長いかどうかということで議論になりまして、駒ヶ根市は「2010」にしていると。私のところは20分、10分にしているというような話もあって、あそこは結構議論になるところだと思うんですけれども、スローガンとしては非常に大事なところだという位置づけをしていますので、ちょっとそこら辺どういうご見解かということも含めて、これからの推進の仕方についてどうお考えか。別に統一見解にする必要はないと思うんです。それはもう地域で考えてくれと言ったらそれまでなんですけれども、スローガンは大事ですので、ぜひご見解をお聞き

したいと思います。

○服部座長

ご見解いかがでしょうか。

○青山企画官(消費者庁)

そうですね。申し訳ありません。食品ロス、私どもと違う部署でやっておりまして、 そこで「3010」の方向でチラシはつくっています。なので、ちょっと持ち帰りまして、 そういう意見があったということは伝えていきたいと思います。

○服部座長

どうぞ。

〇上谷委員

文部科学省の人にちょっとお尋ねしたいんですけれども、以前、新潟県三条市における給食の牛乳の摂取の問題が、給食時間に摂取させるか、もしくはどうするかという問題があって、一時期飲ませない、飲ませるという問題がありました。10時に飲ませるのか、3時で飲ませるかという形で補足するような形の意見も聞いたことありますけれども、唯一子供のカルシウムが摂取できるというのは、そこの牛乳があってこそという問題もありますのですが、その辺をどうお考えなのかお伺いします。

もう一つ、この目標値の中の地場産物の学校給食における地場産物を使用する割合が26.9%が現行で、30%以上にするとあるんですけれども、その下を見ると、国産食材77%を80%までにということなんですが、この地場産というのは100%地元にあるものをこのパーセントしか今使っていないということなんですか。確認です。

○服部座長

どうぞ、文部科学省。

〇八田企画官(文部科学省)

文部科学省でございます。

まず前半のご質問の牛乳については、学校給食につきましては、定められた栄養量を、 しかも限られた給食費の中でとっていただくということでございます。そこから先は各 教育委員会、学校の中でどういう献立をつくるのかということを考えていただくという ことですけれども、現実的には今委員からご指摘があったように、牛乳というものがカ ルシウムを適切にとるという観点から非常に重要な食品になっているということでご ざいます。

ただ、それをどのタイミングでとるのかというところは、ここはまた各学校の判断になるところがあると思いますので、多くの場合は給食の時間に出ているということでございますけれども、組み合わせ等を心配して休み時間の中にとるということもあると思ってございます。

それから、後段のご質問につきましては、まず地場産物と国産食材の2つの概念がございますけれども、国産食材はまさに国産のものでございまして、地場産物は当該都道府県内のものを使っているということでございます。

この割合は食材の種類をカウントしています。例えば、大豆など5つの食材から味噌

汁をつくっている場合、そのうち、3つの食材が地場産物であれば、6割とカウントしているということでございます。

ここで言っている30%というものは、食材の種類をカウントしているため、量の多いものから少ないものまであるというのが現実だと思いますけれども、3割を目標として挙げさせていただいているということでございます。

〇上谷委員

わかりました。ちなみに、新潟の三条は3時に牛乳を飲ませているという報告は会員から受けています。

○服部座長

どうぞ。

○滝村専門委員

パパ料理研究家の滝村と申します。

周りに子育てをして生活しているパパ仲間とかかなりいるので、いろいろな生活のスタイルだったり家族のあり方というものが見えているんですけれども、非常に多様化をしてきているのを感じます。それこそ共働きと専業主婦の世帯が何年か前に逆転をして、今は共働き世帯が圧倒的に多い。すると、そこの家族のニーズというのは圧倒的に食事というのは時短だったり楽をするというところにもう徹底しているし、かつ2人で働いていて、子供を預けて。すると、全員が食事をとるという回数が少なかったり、またシングルファーザー・マザーの家族も非常に多くて、そういう家族の食事のあり方とか、あと中には3世代住んでいる人たちもあると。あと子供が高齢で生まれたり、早く生まれたりという。

そういう意味でいくと、今1つの形をつくっている食育推進の方法があるんですけれども、ひょっとしたら、この5年で次の食育の方針というのは何か型にはめるというのではなく、非常に何か柔軟にいろいろな多様なライフステージと家族のあり方に合わせて、こういうふうな食事の方法とかもしていいんだよなのかわからないですけれども、何か非常に転換期に来ているかなと。

それにあわせてメーカーさんであったり、食品スーパーさんも、そういう家族に合わせた商品の品ぞろえがずらっと並んできているということで、どんどん楽に、簡単にという料理になってきていると。

また、肉と魚の消費量が数年前に逆転をして、魚食というよりも肉食が圧倒的に今ふえてきて、それでもう魚が売れないということで、どんどんスーパーも丸の魚が置かれなかったりということと同時に、また肉と魚が逆転していた図と子供の貧困のグラフというものが非常にリンクしているのかなと。魚も高くて一部の人しか買えないし、肉で非常にインスタントに走るとかという、この5年で食のあり方とか家族のあり方が大分変わるんではないかなと思うので、食育の計画で1次から進めてきて、できるだけ広く浸透させようという方向から、ある種5年後、10年後の家族ってどうなんだろうというところから食育を考えるというタイミングに来るのかなというふうにちょっと感じてお話しさせていただきました。

○服部座長

ありがとうございました。

それは確かに今世の中変わってきまして、実は核家族化がどのぐらい進んだ、80%なんです。私が子供のころというのは80%未満でしたから、それに比べると圧倒的にいろいろな意味で条件が変わってきていると思いますので、そういったものを配慮しながら、また考えていく必要はありますよね。

どうぞ。

〇北川委員

日本PTAの北川でございます。

今の滝村委員からの意見の関連ですけれども、若い世代を中心としたという観点から、 先ほどからのご意見の中で討議されていました。では、その前の世代はどうなのか。今 後5年間で考えていかなければいけないのではないかと思います。

私どもは小・中学校の児童・生徒と保護者、そして先生方の集まりであります。文部科学省から教育委員会に伝わったものは、大体我々保護者が目にします。その伝える方法を工夫すれば、こういう取組があるのだよということは伝わるはずです。そして、20代、30代になっても、その取組がちゃんと生きていれば、食育に関しての知識が備わり、粗食とか孤食にならないと考えます。

このような観点からも、今若い世代、その前への取組というものも必要ではないかなと思います。幼稚園、または乳幼児からもそういう取組が必要ではないかなというふうに感じました。

以上でございます。

○服部座長

ありがとうございました。

いろいろまだご意見おありだと思うんですけれども、一応今日は3つの大きな課題があって、2つは今までやってまいりましたので、最後にその他というのがございます。 これよろしくお願いします。

中澤先生、どうぞ。

○中澤専門委員

すみません。一点、お願いを申し上げます。今回、いろいろな取り組みについてお話を伺いまして、食文化の継承についても新しく取り上げていただいており、いろいろな取組が提案され、大変興味深く、楽しみに思いました。先程情報共有の話がありましたけれども、是非とも今回の取り組みについても、取り組みを実施していただくだけでなく、こういうふうにしてやるとよかったなど、優れたところや、反省するところがあったら、そういったことがわかるように、取り組みについての情報共有ができるような形を考えていただければと存じます。今回いろいろな新しい取り組みがありますので、取り組み内容、その実施後の評価と次につなげるところについて、皆さんがその結果を知ることができ、役に立てられるような形にご検討いただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○服部座長

ありがとうございました。 それでは。

○穴井参事官(農林水産省)

すみません、幾つかご指摘受けましたので、ご回答させていただきます。

まず牧野市長からいただきました市町村の食育推進計画、これにつきましては、私どものほう今調査をさせていただいておりまして、これは内閣府時代もつくったところはどういうふうに工夫して計画をつくってきたのかというのは調べてあるんですが、私ども今なかなか進まないところについても、どういう状況かというのをちょっと調査させていただいております。

また、これも以前牧野市長のほうからもご指摘があったかもしれませんが、食育計画だけをつくっていくのはなかなか難しいんではないかと。例えば、健康増進法に基づく健康に関する計画、あるいは食育はまちづくり、人づくりというところもありますから、そういったところとの関連で一緒につくれないかというようなこともあると思います。

ですから、たしか厚労省さんのほうでも市町村の食育の計画の作成につきまして、食育推進に関する通知の中で触れられていますし、私どものほうでも3次計画の中では技術的な支援、それは要するに保健師さんがおられるようなところが保健師のいない町村に対して支援をやっていくようなことが必要じゃないかということは認識しておりまして、今現在どういった事情にあるのか。それを踏まえて、農水省だけではなくて厚労省さんも含めて、どういった協力ができるかは考えていくことにしております。

それから、小島委員のほうから種々ご指摘ございましたが、今日お配りしている食育白書の例えば148ページをごらんいただければと思うのですけれども、148ページ、これは直接今ご指摘があった魚の水銀の話ですとか、あるいは糖質制限ということではないのですが、健康食品に関しましては、食安委さんのほうが昨年度メッセージを出していただいておりますので、これにつきましてはコラムという形でございますが、食育白書のほうには載せていただいているということでございます。

やはりエビデンスに基づいた主張等をしていく必要があるということでございますので、健康に関することにつきましては農水省もそうですが、ほかの厚労省さん、あるいは食安委さんとも協力しながら、どういったメッセージが発することができるのかというのは考えていきたいというふうに思っております。

もちろん、この食育白書自体はホームページで見られますが、ここだけがどーんとホームページにすぐ出るわけでもないので、そこは何とか工夫ができないかというふうには思っております。

それから、決して消費者庁さんの肩を持つわけではないのですが、同じ食育白書の134ページをごらんいただくと、こちらでも3010運動ということで紹介させていただいておりましたので。ただ、これは長野県の松本市で発祥というところはきちんとクレジットとしては入れさせていただいております。

それから、あと牛乳のことに関しますと、これは農水省と厚労省のほうで作成いたしました食事バランスガイドに関しましては、特に乳製品もこまの下のところに入っておるんですが、小さいお子さんに対してカルシウムの摂取が必要な時期があるということで、若い人については数量を柔軟な設定をさせていただいたりしております。

ただ、牛乳につきましても、例えば、一部のお医者さんの方には低脂肪乳のほうがいいんではないかとか、あるいは脂肪の摂取につながるんじゃないかとご主張されるような方もいますので、それぞれ皆さん専門的な知識と経験に基づいてご主張されますが、そこに対して必ずしもそうではないんだというメッセージを出していくに当たっては、ほかの省とも連携しながら対応し、食育白書なども活用しながら情報を発信できればなというふうに思っております。

以上です。

○服部座長

ありがとうございました。

それでは、3のほうに入ってよろしゅうございますか。

それでは、その他というところで、これについてのご説明を事務局からお願いしたい と思います。

〇穴井参事官(農林水産省)

それでは、最後ですが、資料6でございます。資料6、これも1枚紙で、これは1面だけでございます。食育活動表彰についてというものでございます。

これは、これまでは特にボランティアの活動につきまして表彰させていただいておりました。本日お配りしました参考資料のものも食育推進ボランティアの表彰ということでの事例集でございましたが、第3次計画の中で食育の推進を行っていただいている方々につきましてはボランティアの方々も重要ですし、その他食品関係業者、先ほど菊地専門委員からもお話ございましたが、やはり食を提供する側としても食育は実践しておられるということがございます。

また、その他農林漁業者、JAの鈴木様からも食農教育の紹介もございましたように、いろいろな方々が食育に取り組んでおられるということで、そういった方々も対象にした表彰制度に今回変えさせていただいたということでございます。

それで、大臣賞と消費・安全局長賞をつくって、今後募集して表彰させていただきたいと。そのような表彰制度に変えたということをご紹介させていただきます。 以上です。

○服部座長

ありがとうございます。

これが今度は加わったということで、また大会のときには、これを皆さんの前でお渡しするような形になるんだというふうに思いますけれども。

ほかには事務局のほうから何かございますでしょうか。もうその他はこれでよろしいんでしょうか。

次回は、3月ごろを考えられているんでしたっけ。

〇穴井参事官(農林水産省)

それでは、最後に申し上げたいと思います。

次回の日程につきましては、先ほどご説明、ご紹介もございましたが、3月に食育白書の案、あるいは意識調査の結果などを踏まえましてご議論いただきたいと思っておりますが、日程の調整につきましては、また別途ご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○服部座長

ありがとうございます。

ということで、以上をもちまして終了させていただきます。第6期・第1回食育推進 評価専門委員会、これを閉会という形に持っていくんですけれども、よろしゅうござい ますか。まだまだ何か物足りないことたくさんおありだとは思うんですが、また毎回これに関しては事務局のほうへ何かお手紙等を含めて委員のお名前を中に入れてお出しいただくと、また組み合わせて我々検討させていただくような形になると思いますので、どうぞそういう形で処理させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。これで終わらせていただきます。

午後 3時21分 閉会